

音声テキスト化システム提供業務企画提案募集要項

本業務では、議事録作成等に係る職員の負担を軽減し、事務処理効率を向上させるため、音声テキスト化システムの提供を行う。

この事業の受託者を選定するため、音声テキスト化システム提供業務（以下「本業務」という。）に係る企画提案を下記のとおり募集する。

記

1 業務名

音声テキスト化システム提供業務

2 業務内容

本業務提案要求仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和9年5月31日

ただし、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から令和8年5月31日までの間は、受託者による役務提供前の準備期間とし、この準備期間中は役務費の支払いの対象外とする。

4 予算額

13,860,000円（消費税及び地方消費税相当額1,260,000円を含む）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和6年埼玉県告示833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」に登録されていること。

（2）次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

6 スケジュール

質問事項受付開始	4月1日（水）
質問事項の受付期限	4月3日（金）15時まで
質問事項の回答	4月8日（水）
企画提案競技参加申込書の提出期限	4月10日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	4月15日（水）12時まで
一次審査（書類審査）結果通知	4月17日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	4月22日（水）
選考結果発表	4月27日（月）（※予定）

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

【質問方法】

募集要項の内容等に関する質問書（様式第3号）に記入の上、下記メールアドレスに送信するものとする。

（メールアドレス）a2440-11@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【質問書】音声テキスト化システム提供業務

【質問受付期間】

令和8年4月3日（金）15時まで

イ 質問の回答

質問の回答は、令和8年4月8日（水）以降、県ホームページに掲載する。

（2）企画提案参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込を

行うこと。

ア 提出書類

- ・企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・募集要項「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第4号）
※併せて会社概要パンフレット等のPDFファイルを添付すること。

イ 受付期限

令和8年4月10日（金）17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

（メールアドレス）a2440-11@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【企画提案参加申込】音声テキスト化システム提供業務
（電話）048-830-2442

（3）企画提案書の提出等

企画提案書及び試用ツールの提出を以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類等

別添「音声テキスト化システム提供業務提案要求仕様書」を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類及び試用ツールを提出すること。

試用ツールは審査にて使用するため、4月末日までの利用が可能であること。

イ 受付期限

令和8年4月15日（水）12時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

（メールアドレス）a2440-11@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【提案書等】音声テキスト化システム提供業務
（電話）048-830-2442

また、試用ツールの提供が電子メールでは難しい場合は、事前に別途相談すること。

エ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
 - ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ただし、添付書類の不足など書類に不備がある場合は、補正を命じることがある。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、A4判横長、最大20ページの範囲内（表紙、目次及び添付書類除く）で作成すること。

提案書のファイル形式はMicrosoftPowerPoint形式またはPDF形式とすること。

(1) 表紙

- ・表題（音声テキスト化システム提供業務企画提案書）
- ・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

「音声テキスト化システム提供業務提案要求仕様書」に記載されている各提案事項について、それぞれ具体的に記載すること。

(4) 添付書類

- ・別紙_機能要件表
※対応の可否を記載すること。
- ・見積書（別添資料1）
※様式は任意とする。
※本業務について、項目、単価等の積算内訳を明らかにすること。
※宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

9 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。
- イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和8年4月17日（水）に電子メールで通知する。
- ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定している。
- エ 第一次審査通過者については、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

- ア 第二次審査（プレゼンテーション）は、令和8年4月22日（水）に対面での開催を予定している。開始時間、会場等の詳細については、第一次審査通過者に電子メールで通知する。
- イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調

する点について、説明を行うこと。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。

ウ プレゼンテーション内で、県が用意する1分程度の音声データで、音声認識テストを実施する。

エ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を15分とする。

オ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。

カ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトリーダー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、審査に参加できる人数は、3名以内とし、参加した者が分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。

キ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、令和8年4月27日（月）以降に電子メールで通知する予定である。

10 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「音声テキスト化システム提供業務企画提案評価基準書」及び「音声テキスト化システム提供業務評価項目一覧」を参照すること。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて契約の相手方となる提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 契約保証金について

(1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 提出書類に不足があるもの。
- カ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- ク 見積金額を訂正したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

15 問い合わせ先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 関

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)

(メールアドレス) a2440-11@pref.saitama.lg.jp

(電話) 048-830-2442